

監事室から

監事の仕事の16ヶ月間

監事 大森 秀昭 (39期)



監事の仕事は2007年2月から事実上始まりました。2007年度の予算編成についての前役員と合同での会議への出席です。そして、同年4月以降の毎月的一般会計と特別会計の入

出金伝票のチェックを行なう月次監査の継続を経て、最も重要な2008年5月の定期総会時の会計監査報告および監事意見書の作成まで監事の職務が続くことになります。

予決算や財務に関連する議案が討議される場合の理事者会への出席、財務委員会などの関連委員会への出席、それを踏まえて常議員会や総会への出席と報告も必要です。この他に東弁役員としての各種行事や会合への出席の要請もあります。

これらの業務内容は当初の予想を超えるものでありましたが、監事の仕事を通じて弁護士会全体が

まるで自分の事務所のように身近な存在に感じようになっています。歴代の役員の方々の大変なご努力と東弁職員の皆さんの頑張りによって弁護士会の広範な活動が支えられてきたことを身をもって実感できるようになりました。

本年度の財務関連問題としては、多摩パブリック法律事務所の開設、弁護士補償事業の廃止に伴う措置、新多摩支部弁護士会館の設立、基本財産積立金特別会計の廃止、司法研究基金特別会計の廃止などが常議員会、総会で討議され議決されてきました。今後も2007年6月財務委員会策定の財政改革提言書に基づき特別会計の改廃問題、新公益法人会計基準の導入のための措置等の財務改革のための重要問題についての検討がなされていくものと思われます。

適正な財務管理を行ない、財務の透明性の確保と拡充をはかるべく、2007年度の決算終了時までの任務の遂行に努めていきたいと考えています。

6Fミーティングルームだより

監事 菅 芳郎 (45期)



「6F ミーティングルーム」、それが東弁監事の執務室です。監事就任後ですら、その正確な所在がわからず、あたふたとしておりましたが、今や、住めば都の心持ちです。

さて、監事の職務は、業務監査と会計監査です。会計監査については、先輩監事のわかりやすいお話がすでに何回か掲載されておりますが、要するに、個々の支出の適正と全体としての財務バランス等についてきちんとチェックしてゆくことといえるでしょうか(最近、伝票や領収証をめくるのが、少しうまくなりました)。

業務監査については、理事者会や財務関連委員会、常議員会、その他各種会合への出席等を通じて執行状況の把握に努めています。

個人的には、改めて東京弁護士会の多くの委員会の委員の活動に圧倒され、会長、副会長の多忙ぶりに驚愕し、職員や囑託の方々の優秀さに敬意を表する毎日です。

ただ、財務の全体像や業務との関連性をどのように会員に報告するかは、なかなか難しいことであると感じています。

具体的な問題としては、すでに前年度監事が指摘されているとおり、新多摩支部弁護士会館問題、OA刷新問題等の喫緊の課題や、利用者に対するサービスの向上、会員に対するサービスの充実を目指すために、より多くの財源が必要です。そのための新たな財源を確保し、冗費を節減し、バランスのとれた財務を維持するのは至難の技ですが、とにかく5月の決算まで微力ながら努力する所存です。